

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 25 日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課
課 長 渡辺 満
監察監督官 寺嶋 徹之
(電話) 024 (536) 4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等 を行う事業場への監督指導結果（令和 6 年）を公表します

福島労働局（局長 岡田 直樹）では、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

319 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

74 事業場（23.2%）

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

6 事業場（1.9%）

・労務管理関係の違反事業場数

59 事業場（18.5%）

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数

125 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

63 事業場 (50.4%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

31 事業場 (24.8%)

・労務管理関係の違反事業場数

12 事業場 (9.6%)

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数

18 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

2 事業場 (11.1%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

0 事業場 (0.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

2 事業場 (11.1%)

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数

33 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

5 事業場 (15.2%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

0 事業場 (0.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

5 事業場 (15.2%)

※1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、線量の測定などの電離則又は除染電離則に係る違反のほか、開口部等の囲い等の設置等、移動式クレーンの作業方法等の決定などが含まれる。

※2 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が複数計上されていること、及び「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」は、本資料 10 頁以下に示す「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」を加えた 4 つの違反事業場数のカテゴリーのうちの 2 つのカテゴリーを例示したものであることから、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」と「労務管理関係の違反事業場数」の合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（10 頁及び 14、15 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、線量の測定結果の確認・記録に関する違反のほか、作業主任者の氏名等の周知、ガス等の容器の取扱い、開口部等での作業、酸素欠乏危険作業主任者の選任に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、各種健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握などに関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、就業規則の作成・届出、割増賃金の支払、年次有給休暇などに関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、被ばく線量の測定結果を放射線業務従事者に知らせていない、アセチレンガス容器が直射日光の当たる箇所に放置されている、作業床の端で要求性能墜落制止用器具を使用していない、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないなど、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、各種健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについて、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出していない、時間外労働などに対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、年次有給休暇を年 5 日以上取得させていないなど、労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●線量の測定結果の確認・記録	指導内容 放射線業務従事者の被ばく線量の測定結果を3か月ごと及び1年ごとに記録していたが、その記録を放射線業務従事者に知らせていなかったことから、遅滞なく、知らせるよう指導を行った（電離則第9条）。
	●ガス等の容器の取扱い	指導内容 アセチレンガス容器が屋外の直射日光の当たる箇所に放置されていたことから、容器の温度を40度以下に抑制するためのカバー等を設けるよう指導を行った（安衛則第263条）。
② 健康管理関係	●電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（電離則第58条）。
	●医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 出勤簿に押印するのみ等、各労働者の労働時間の状況が客観的な方法により把握されていなかったことから、客観的な方法により労働時間の状況を把握するよう指導を行った（安衛法第66条の8の3）。
③ 労務管理関係	●就業規則の作成・届出	指導内容 常時10名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出ていなかったことから、就業規則の届出を行うよう指導を行った（労基法第89条）。
	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金の支払金額が不足していたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第37条）。

④元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容
		下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（11 頁及び 16、17 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、線量の測定、開口部等の囲い等の設置等、移動式クレーンの作業方法等の決定等などに関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、各種健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、労働条件の明示、賃金台帳の調製、年次有給休暇、割増賃金の支払などに関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量を測定していない、作業床の端に墜落防止措置を講じていない、移動式クレーンの作業方法等を定めていないなど、これらの措置が講じられていない場合、重篤な健康障害又は労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、各種健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについて、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、労働条件通知書に必要事項が記載されていない、賃金台帳に労働日数、労働時間数などの必要事項が記載されていない、年次有給休暇を年 5 日以上取得させていない、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●線量の測定	指導内容 除染等作業で受ける外部被ばくによる線量を測定せずに同作業を行っていたことから、労働者に個人線量計を装着させる等、外部被ばくによる線量を測定するよう指導を行った（除染電離則第 5 条）。
	●開口部等の囲い等の設置等	指導内容 高さが 2 m 以上の作業床の端等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所において、墜落防止措置が講じられていなかったことから、手すり等を設けて作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
② 健康管理関係	●除染等電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 除染等電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、除染等電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（除染電離則第 24 条）。
③ 労務管理関係	●労働条件の明示	指導内容 労働契約の締結の際に、就業の場所、業務の変更の範囲等の法定事項について、書面で明示していなかったことから、法定事項を書面で明示するよう指導を行った（労基法第 15 条）。
	●賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に法定事項である労働日数、労働時間数等が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者が法令違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。
	●物品揚卸口等についての措置	指導内容 下請事業場の労働者に高さが 2 m 以上の作業床を使用させるにあたり、元方事業者が、墜落防止措置を講じていなかったことから、手すり等を設けて作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 653 条）。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（12 頁及び 18 頁参照）

- ① 労務管理関係については、賃金台帳の調製、自動車運転者の連続運転時間に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ② 労務管理関係については、賃金台帳に労働時間数が記載されていない違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。また、自動車運転者の運転時間に係る違反については、過労運転につながる可能性があることから、その遵守について指導を行っている。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 労務管理関係	●賃金台帳の記載事項	指導内容
		賃金台帳に法定記載事項である労働時間数が記載されていなかったことから、労働時間数を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	●連続運転時間	指導内容
		自動車運転者の連続運転時間が 4 時間を超えていたことから、運転時間が 4 時間を超える前に、1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の休憩を取得させるよう指導を行った（改善基準告示第 4 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（13 頁及び 18 頁参照）

- ① 労務管理関係については、年次有給休暇、就業規則の作成・届出、賃金台帳の調製、時間外労働などに関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 労務管理関係については、年次有給休暇を年 5 日以上取得させていない、就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出ていない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 労務管理関係	●年次有給休暇の年 5 日取得	指導内容
		年次有給休暇の付与日数が 10 日以上の労働者について、年 5 日以上の取得がなされていなかったことから、基準日から 1 年以内の期間に時季を指定して年 5 日以上取得させるよう指導を行った（労基法第 39 条第 7 項）。
	●時間外労働	指導内容
		時間外労働及び休日労働に関する協定を所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働を行わせていたことから、同協定の届出を行うよう指導を行った（労基法第 32 条）。

資 料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和 6 年）

＜表 1－1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	2
ガス等の容器の取扱い(安衛則第 263 条)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第 519 条)	1
作業主任者の選任(酸欠則第 11 条)	1
線量の測定結果の確認、記録(電離則第 9 条)	1

＜表 1－2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全管理者(安衛法第 11 条)	1
衛生管理者(安衛法第 12 条)	1
産業医等(安衛法第 13 条)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	2
一般健康診断結果報告(安衛則第 52 条)	1
検査及び面接指導結果の報告(安衛則第 52 条の 21)	1
電離放射線健康診断結果報告(電離則第 58 条)	6
特定化学物質健康診断結果報告(特化則第 41 条)	1
じん肺健康管理実施状況の報告(じん肺則第 37 条)	1

＜表 1－3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	3
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	4
時間外労働(労基法第 32 条)	7
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	18
年次有給休暇(労基法第 39 条)	14
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	19
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	7
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	6

＜表 1－4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	6

※1 「表 1－1」「表 1－2」「表 1－3」「表 1－4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和6年）

＜表2-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全装置等の有効保持(安衛則第28条)	1
車両系荷役運搬機械の作業計画(安衛則第151条の3)	1
車両系荷役運搬機械の特定自主検査(安衛則第151条の24)	1
車両系建設機械の作業計画(安衛則第155条)	4
接触の防止(安衛則第158条)	2
運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	2
車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限(安衛則第164条)	3
アタッチメントの重量の表示等(安衛則第166条の4)	2
車両系建設機械の特定自主検査(安衛則第169条の2)	2
漏電による感電の防止(安衛則第333条)	1
移動電線等の被覆又は外装(安衛則第337条)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第519条)	6
要求性能墜落制止用器具等の取付設備等(安衛則第521条)	1
足場の組立て等の作業(安衛則第564条)	1
足場の組立て等作業主任者の職務(安衛則第566条)	1
作業方法等の決定等(クレーン則第66条の2)	5
線量の測定(除染電離則第5条)	8
線量の測定結果の確認、記録等(除染電離則第6条)	3
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	4
保護具(除染電離則第16条)	3

＜表2-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
除染等電離放射線健康診断結果報告(除染電離則第24条)	4
電離放射線健康診断結果報告(電離則第58条)	1
石綿健康診断結果報告(石綿則第43条)	3

＜表2-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	5
割増賃金の支払(労基法第37条)	2
年次有給休暇(労基法第39条)	3
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	2
賃金台帳の調製(労基法第108条)	5
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

＜表2-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	19
協議組織の設置及び運営(安衛則第635条)	1
計画の作成(安衛則第638条の3)	2
電動機械器具についての措置(安衛則第649条)	1
物品揚卸口等についての措置(安衛則第653条)	5

※2 「表2-1」「表2-2」「表2-3」「表2-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和6年）

＜表3-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表3-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表3-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
賃金台帳の調製(労基法第108条)	1
連続運転時間（改善基準告示第4条）	1

＜表3-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和 6 年）

＜表 4－1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表 4－2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表 4－3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
時間外労働（労基法第 32 条）	1
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	1
年次有給休暇（労基法第 39 条）	2
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	2
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	2

※3 「表 4－3」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

＜表 4－4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

参 考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和 2 年～令和 6 年）

表 1－1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
監督指導実施事業場数	277	340	293	292	319
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	123	137	67	70	74
違反率（％）	44.4%	40.3%	22.9%	24.0%	23.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(3.6%)	7(2.1%)	3(1.0%)	2(0.7%)	7(2.2%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(2.5%)	10(2.9%)	6(2.0%)	3(1.0%)	6(1.9%)
健康管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	16(5.8%)	9(2.6%)	7(2.4%)	3(1.0%)	9(2.8%)
労務管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	110(39.7%)	113(33.2%)	55(18.8%)	62(21.2%)	59(18.5%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	4(1.4%)	14(4.1%)	6(2.0%)	4(1.4%)	6(1.9%)

※ 1 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1－2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	0	1	0	0	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	0	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	0	0	4	1	1
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	0	0	0	0	1
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	7	10	2	2	4

表 1－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	1	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	9	3	4	1	2
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	0	0	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	6	0	0	0	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	4	6	3	2	6
その他	0	0	0	0	2

表 1－4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	9	20	0	3	3
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	10	15	7	5	4
休業手当の支払（労基法第 26 条）	2	0	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	17	12	9	4	7
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	40	52	20	26	18
年次有給休暇（労基法第 39 条）	21	19	9	5	14
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	60	28	5	22	19
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	3	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	3	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	0	0	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	3	0	0	1	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	20	27	18	17	7
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	13	10	4	14	6
その他	1	2	0	1	0

表 1－5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	4	12	6	4	6
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	2	0	1	0

※1(2) 「表 1－2」「表 1－3」「表 1－4」「表 1－5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1－1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（令和2年～令和6年）

表2-1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
監督指導実施事業場数	92	92	88	131	125
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	39	29	22	32	63
違反率（％）	42.4%	31.5%	25.0%	24.4%	50.4%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	3(3.3%)	4(4.3%)	6(6.8%)	13(9.9%)	20(16.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	8(8.7%)	12(13.0%)	4(4.5%)	7(5.3%)	31(24.8%)
健康管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	5(5.4%)	0(0.0%)	5(5.7%)	10(7.6%)	6(4.8%)
労務管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	21(22.8%)	6(6.5%)	16(18.2%)	13(9.9%)	12(9.6%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	9(9.8%)	11(12.0%)	2(2.3%)	7(5.3%)	19(15.2%)

※2 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表2-2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第18条）	1	2	0	0	0
車両系建設機械の作業計画（安衛則第155条）	1	0	0	0	4
車両系建設機械の作業安全（安衛則第158条）	0	2	0	0	2
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	2	1	0	0	3
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第151条の24、第167条、第169条の2）	0	0	0	2	2
火気使用場所の火災防止（安衛則第291条）	0	0	0	0	0
はい作業主任者の選任（安衛法第14条、安衛則第428条）	0	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第519条、第552条、第563条）	0	0	0	1	6
安全通路（安衛則第540条）	0	0	0	0	0
クレーンの月次検査（クレーン則第35条）	0	0	0	0	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第36条）	0	0	0	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等（クレーン則第66条の2）	2	0	0	0	5
事前調査（石綿則第3条）	0	0	0	0	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第5条）	0	0	0	0	8
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第6条）	0	0	0	0	3
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第7条）	0	1	2	2	4
作業の指揮者（除染電離則第9条）	0	0	0	0	0
作業の届出（除染電離則第10条）	0	0	0	0	0
退出者の汚染検査（除染電離則第14条）	0	0	0	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第15条）	0	0	0	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第16条）	0	3	0	0	3
その他	2	4	3	5	8

表 2－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	1	0	0	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	3	0	2	1	0
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	1	0	0	0	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	2	0	4	9	4
その他	0	0	1	3	3

表 2－4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	6	0	3	1	5
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	3	0	0	4	0
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	0	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	10	3	1	6	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	11	5	4	4	2
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	5	0	3	5	2
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	0	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	0	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	0	1	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	1	0	0	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	7	1	6	3	5
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	2	0	1	2	1
その他	1	3	2	5	3

表 2－5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	9	10	2	7	19
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条、安衛則第 635 条、第 638 条の 3）	0	0	0	0	3
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 649 条、第 653 条）	0	1	0	0	6

※2(2) 「表 2－2」「表 2－3」「表 2－4」「表 2－5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2－1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和２年～令和６年）

表３ 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
監督指導実施事業場数	199	164	99	38	18
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	90	67	48	13	2
違反率（％）	45.2%	40.9%	48.5%	34.2%	11.1%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	6(3.0%)	5(3.0%)	10(10.1%)	4(10.5%)	0(0.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	35(17.6%)	15(9.1%)	15(15.2%)	4(10.5%)	0(0.0%)
健康管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	9(4.5%)	4(2.4%)	8(8.1%)	3(7.9%)	0(0.0%)
労務管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	34(17.1%)	43(26.2%)	36(36.4%)	6(15.8%)	2(11.1%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	23(11.6%)	10(6.1%)	4(4.0%)	3(7.9%)	0(0.0%)

※３ 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和２年～令和６年）

表４ 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
監督指導実施事業場数	183	102	110	76	33
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	124	43	52	24	5
違反率（％）	67.8%	42.2%	47.3%	31.6%	15.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	5(2.7%)	4(3.9%)	9(8.2%)	4(5.3%)	0(0.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	11(6.0%)	1(1.0%)	11(10.0%)	2(2.6%)	0(0.0%)
健康管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(8.2%)	8(7.8%)	8(7.3%)	6(7.9%)	0(0.0%)
労務管理関係の違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	96(52.5%)	39(38.2%)	33(30.0%)	17(22.4%)	5(15.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	13(7.1%)	2(2.0%)	7(6.4%)	3(3.9%)	0(0.0%)

※４ 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（令和２年～令和６年）

年	令和２年		令和３年		令和４年		令和５年		令和６年	
発注者	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	155	136	197	59	164	23	155	13	109	34
違反事業場数	55	74	73	23	67	3	37	8	40	25
違反率（％）	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%	40.9%	13.0%	23.9%	61.5%	36.7%	73.5%

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和6年）

（１）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（５月）
- ・ 福島労働局長による安全パトロールを実施（６月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（２月、６月、１０月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（１月）

（２）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（７月、１０月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の講話会において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（９月、１１月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の研修会において、福島地方環境事務所発注工事に従事する事業者に対し、労働基準関係法令を説明（１０月）
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（６月）